

## 豊中市同和行政推進連絡会議人権啓発推進部会設置要領

### 1. 設 置

豊中市同和行政推進連絡会議設置要綱第6条第1項に基づき、豊中市同和行政推進連絡会議に部会を設置する。

### 2. 部会の所掌事務

- 1) 人権文化のまちづくりの推進のための啓発の具体化に関すること。
- 2) 人権文化のまちづくりの施策を進めるための調査・研究に関すること。
- 3) 人権啓発の情報発信に関すること。
- 4) その他 必要な事項。

### 3. 組織及び構成

- 1) 部会は、別表に掲げる職にある者及び市民協働部人権政策課長が指名する者を部会委員として構成する。
- 2) 部会に座長及び副座長を置く。
- 3) 座長は市民協働部人権政策課長、副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 4) 座長は、部会を統括し、必要に応じて部会を招集する。
- 5) 副座長は、座長を補佐するものとする。
- 6) 部会は、必要があるときは、関係部局の出席を求めることができる。

### 4. 事務局

部会の総務は、市民協働部人権政策課において処理する。

### 5. その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、連絡会議で協議のうえ定める。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

### (別 表)

豊中市同和行政推進連絡会議人権啓発推進部会の委員となる者

- 1) 市民協働部人権政策課長
- 2) 都市活力部 産業振興課長
- 3) 福祉部 福祉事務所長
- 4) 福祉部 障害福祉課長
- 5) 福祉部 長寿安心課長
- 6) こども未来部 こども支援課長
- 7) 教育委員会 社会教育課長
- 8) 教育委員会 児童生徒課長